

うわの隆 税理士事務所報

Uwano Certified Tax Accountant Office News

Regional Partner, Your Partner

〒983-0005
 仙台市宮城野区福室5-1-22-102
 TEL/FAX：022-786-9330
 URL：www.uwanotax.com

～ 地域の皆さまの、良き相談相手でありたい

発行人
 税理士 上野 隆

目次

- I 扶養控除の見直し
- II 子ども手当、高校授業料無償化について
- III 早生まれの高校1年生、高卒1年目は損？

確定申告をされた皆様、振替納税の方は先月所得税の振替があったと存じます。今回は、平成22年税制改正の内、所得税の扶養控除の見直しについてとりあげます。

I 扶養控除の見直し

この改正は、「子ども手当」と「高校無償化」の財源の一部として行われるものです。

その年齢を対象とする扶養控除が改正(廃止)となっています。

1 適用開始のタイミング

平成23年1月1日以後に適用されます。したがって、実際に税額が変更となるタイミングは次の通りです。

源泉徴収	平成23年1月1日以後の給与
年末調整	平成23年12月の年末調整
確定申告	平成24年3月15日を申告期限とする確定申告（平成23年分）

本年（平成22年）分の所得税については、従来通りとされています。

2 主な見直し、見直し後の扶養控除額等

15歳までの子どもに対しての扶養控除38万円が廃止されます。また、16～18歳までの子どもに対しての扶養控除の上乗せ部分であった特定扶養控除25万円がなくなり、扶養控除が38万円となりました。19歳から22歳までの子どもに対しての特定扶養控除は従来通りです。

以下は、改正前後の扶養控除額一覧です。

区分	年齢要件	同居要件	改正後 控除額	改正前 控除額
配偶者控除	一般	—	380,000	380,000
	老人	—	480,000	480,000
扶養控除	年少	0歳～15歳	0	380,000
	一般	16歳～18歳	380,000	630,000
	特定	19歳～22歳	630,000	630,000
	一般	23歳～69歳	380,000	380,000
	老人	70歳～	同居以外 同居	270,000 580,000
障害者控除 (上記の扶養控除等に加算します)	一般	—	270,000	270,000
	特別	—	同居以外	400,000
		—	同居	750,000

今回の改正項目は、子ども手当及び高校無償化に伴う年齢層（網がけ部分）が対象となっています。年齢は12月31日時点の現況によります。

II 子ども手当、高校授業料無償化について

1 「控除」から「手当」へ

所得控除は、税率を乗じる前に控除されるため、扶養控除の 380,000 円は、税率 5%では 19,000 円、税率 40%では 152,000 円の減税効果があり高所得者有利となっています。そこで定額の手当を支給することによって所得に関係なく税の再配分を行おうとするものです。ただし、子ども手当に所得制限がないことや財源不足について既に問題点が指摘されており引続き検討が行われる見込みとなっています。

2 子ども手当

平成 22 年 6 月から中学卒業までの子どもを対象に月額 13,000 円が支給されます。

3 高校授業料無償化

平成 22 年 4 月から公立高校の授業料は無償化となり、私立高校については所得に応じて一定額が助成されることとなりました。㊦

平成 23 年 4 月以後に高校を入学、平成 23 年 3 月以後に高校を卒業する学年の同級生は、生まれた月によって扶養控除に差が生じる可能性があります。

区分	世帯年収	私立高校	公立高校
通常世帯	350 万円以上	118,800 円	授業料無償
低所得世帯	250 万円以上 350 万円未満	178,200 円	
	250 万円未満	237,600 円	

III 早生まれの高校 1 年生、高卒 1 年目は損？

所得税の扶養控除は、12 月 31 日時点での年齢によって判定され、税金の計算期間も「暦年(1/1-12/31)」にとなります。

一方、授業料無償化となる高校は、「年度(4/1-3/31)」が対象期間です。すると、この「暦年」と「年度」の違いで 1～3 月生まれの子どもについては同級生との差がでる可能性があります。㊧

		H22.12 月末	H23. 4 月	H23.12 月末
【高校入学の場合】				
就学区分		中学校	高校	
子ども手当・高校授業料		子ども手当支給	授業料無償又は一定額助成	
H23. 4 月 高校入学	4～12 月生まれ 1～3 月生まれ	(扶養控除あり)15 歳 (扶養控除あり)14 歳	(扶養控除 380,000 円 あり)16 歳 (扶養控除 なし)15 歳	
		(※ 2)		
【高校卒業の場合】		高校	大学又は専門学校	
就学区分		授業料無償又は一定額助成	なし	
子ども手当・高校授業料				
H23. 3 月 高校卒業	4～12 月生まれ 1～3 月生まれ	(特定扶養控除あり)18 歳 (特定扶養控除あり)17 歳	(特定扶養控除 630,000 円 あり)19 歳 (扶養控除 380,000 円 あり)18 歳	
		(※ 1)		

(※ 1) 高校卒業の場合、就職して扶養控除の対象とならなかったときは、差は生じません

(※ 2) 平成 24 年 4 月に高校に入学する子どもの平成 23 年 12 月末における扶養控除はありません。また、同様に平成 24 年 3 月に高校を卒業する子どもの平成 23 年 12 月末における扶養控除は一般の扶養控除 380,000 円となります(平成 22 年 12 月末は現行の扶養控除や特定扶養控除で税額計算されるため)。

所得税の事例をあげましたが、平成 24 年から住民税についても同様の差が生じる可能性があります。この差については今後税制調査会で検討されるとのことです。議論の行方が注目されます。